

認定基準（2010年度適用版）の改定と認定プログラムの変更通知について
2010 Revision of JABEE Accreditation Criteria
and Duty of Notification about Modification of Accredited Program

平松和昭* / Hiramatsu Kazuaki*

1. はじめに 日本技術者教育認定機構（JABEE）による認定審査が開始されて10年が経過し、認定制度は立ち上げ期から定常期へと移行しつつある。そのような中、現行の2009年度適用の認定基準は、2004年度に改定されてから既に5年が経過しており、細かい点で見直しの必要性が指摘されるようになってきた。こうした状況を踏まえ、2010年度適用に向けて認定基準の改正¹⁾が行われた。一方、審査を受ける高等教育機関側においても、組織再編や合併など、プログラムの運営に少なからず影響を及ぼす多様な動きが起きており、認定プログラムを継続するためには、プログラムに変更が生じた場合取るべき対応²⁾を十分に理解しておく必要がある。本報告では、その一助となることを目的として、2010年度適用の認定基準の改定と認定プログラムの変更通知について概説する。

2. 認定基準（2010年度適用版）の改定の趣旨と要点

認定基準改正の要点をTable 1に示す。2010年度適用版の認定基準は、大枠としてはこれまでの基準を踏襲したものとなっており、改定箇所は基準2（学習・教育の量）を中心にした一部である。しかしながら、プログラム側から見ると、基準2(2)の「学習保証時間」から「授業時間」への変更と、新たに設けられた基準2(3)の「自己学習時間」の確保は比較的大きな変更・追加である。

Table 1 認定基準改定の主要箇所

基準番号	2010年度適用認定基準における改正内容
基準2(2)	学習保証時間から授業時間への規定に
基準2(3)	自己学習時間確保のための取り組み
基準3	大項目の順序の入れ替え
基準3.3(4)	プログラム履修生の移籍
基準4.3	勉学における学生支援の項目移動および統合

従来「学習保証時間」は、「教員等の指導・教授に基づく学習時間」となっており、「授業時間」に加えて、制度やルールに規定されていないために実施記録を残す以外に根拠が示せないような学習時間まで含まれていた。そのため、一部のプログラムで詳細な実施記録を残すために多大な労力をかけるなど、教育改善の本来の趣旨から考えて本質的でない負担を抱え込む事例が散見されていた。このような弊害をなくすため、より範囲が限定され、制度やルールの整備と適切な運用で確保・点検が可能な「授業時間」のみを対象とすることに改められた。これに伴い、総時間数は、「学習保証時間として1800時間以上」から「授業時間として1600時間以上」に変更された。なお、個別の学習の内容ごとに規定している時間数については、概ね「授業時間」で確保されているとの考え方から、「人文科学、社会科学等（語学教育を含む）の授業250時間以上、数学、自然科学、情報科学の授業250時間以上、および専門分野の授業900時間以上」とし、従来と同じ時間数となっている。

一方、「自己学習時間」に関しては、従来の認定基準でも、教育方法に関連して「学生の授業等での理解を助ける」との観点から自己学習を誘導する取り組みは求められていたが、今回の改定では、いわゆる「単位の実質化」の流れなども踏まえて、基準2(3)が新たに追加された。大学設置基準では、各授業科目の単位数は大学において定めるものとし、

*九州大学大学院農学研究院 / Faculty of Agriculture, Kyushu University
キーワード：JABEE, 認定基準, 学習保証時間, 授業時間, 変更通知, 変更時審査

Table 2 「変更通知」提出の必要性と「変更時審査」

	変更事項	変更通知が必要な事例		変更通知が不要な事例
		変更時審査が必要	変更時審査は不要 (変更内容を含めて次回審査を実施)	
I	プログラム名称、プログラム運営組織の名称変更	●プログラムの名称が変更され、その結果、プログラムが示す教育分野に実質的同等性が保てない恐れがある	●プログラムの名称が変更されたが、プログラムが示す教育分野に実質的同等性が認められる ●プログラムの運営組織の名称のみが変更になり、プログラム自体の名称は不変	なし
II	プログラム運営組織	●学科統廃合・教職員の大幅な移動等に伴い、実質的同等性が保てない恐れがある	●学科統廃合等が行われたが、実質的同等性が認められる ●プログラム運営組織の上部(大学・学部等)が変更になったが、プログラムを直接運営する部分に実質的同等性が認められる	●ある程度的人数以下の教職員の人事異動
III	プログラムの実態	プログラムの実態(学科内コース構成、学習・教育目標、カリキュラム等)が変更され、その結果、実質的同等性が保てない恐れがある	●プログラムの実態が変更されたが、実質的同等性が求められる	●プログラムの改善および軽微な変更 ●JABEE審査に基づく改善

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の「学修」を必要とする内容を持って構成することを標準とするとしている(第21条)。この「学修」時間には、授業時間の他に、予習、復習など学生が自主的に行う学習の時間、すなわち自己学習時間が含まれている。この大学設置基準の趣旨も踏まえて、基準2(2)ではプログラム修了に必要な授業時間、基準2(3)では十分な自己学習時間を確保するための取り組みについて定め、学習・教育の量の担保を求めている³⁾。なお、自己学習時間の確保の具体例として、授業時間外の自己学習時間の確保、組織的な履修指導、講義科目における宿題の制度化、予習・復習の必要時間のシラバス等への明記と組織的指導、学生の自己学習の成果を加味した成績評価、履修科目の登録の上限設定、GPA (Grade Point average) 制度の活用、夜間も利用可能な自習室の設置、などが認定基準の解説書には記されている³⁾。

プログラムが実体を伴うためには、学生がプログラム履修を登録する際のルールと運用だけでなく、履修生がプログラムを離れる際のルールとその運用についても適切であることが求められる。今回、後者について新たに基準3.3(4)で明示的に求められている。

3. プログラム変更通知提出のガイドライン 認定・審査の手順と方法⁴⁾によると、認定有効期間中のプログラムについて、認定内容に関する項目、すなわち、プログラム名、学習・教育目標、学習・教育の量、教育手段、教育環境および教育改善、に変更があり、かつ、変更の前後におけるプログラムが実質的に同等と見なされることに疑念が生じる程度に変更内容が大きい場合、書面をもってその変更をJABEEに通知しなければならない。この変更に関する通知を「変更通知」という。また、新規審査または認定継続審査時に、今後6年を待たずしてプログラムに変更があることが判明している場合には、認定期間を短縮することが認められている。Table 2²⁾に「変更通知」提出と「変更時審査」実施のガイドラインをまとめる。

4. おわりに 「変更通知」提出の必要性の判断はプログラム側で行うことになるが、どの程度までが「軽微な変更」なのか、その判断は難しい。認定内容に関する項目に変更が生じた場合や、その他の疑問点は、遠慮無くJABEEに問い合わせることをお勧めしたい。

参考文献

- 1) JABEE：認定基準(2010年度適用版)の改定の趣旨と要点(2009.1.23), http://www.jabee.org/OpenHomePage/kijun/kaitei_youten090123.pdf
- 2) JABEE：変更通知提出のガイドライン(2009.7.23), http://www.jabee.org/OpenHomePage/kijun/guide_line_henko090723.pdf
- 3) JABEE：「認定基準」の解説(2010.1.26)(2010年度適用), http://www.jabee.org/OpenHomePage/kijun/kaisetu2010_18_1_090129.pdf
- 4) JABEE：認定・審査の手順と方法(2010.3.5), http://www.jabee.org/OpenHomePage/kijun/evaluation2010_100305.pdf